

貸金庫規定 新旧対照表（北海道版）

(改正後)	(改正前)
貸金庫規定（手動型）	貸金庫規定（手動型）
1～2（省略）	1～2（省略）
3.（使用料） (1)（省略） (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 <u>なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。</u> (3)（省略）	3.（使用料） (1)（省略） (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 <u>(追加)</u> (3)（省略）
4～9（省略）	4～9（省略）
10.（損害の負担等） (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について <u>は、</u> 当組合は責任を負いません。 (2)（省略） (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害 <u>を</u> 受けたときは、その損害を賠償してください。	10.（損害の負担等） (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について <u>は</u> 当組合は責任を負いません。 (2)（省略） (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害 <u>が</u> 受けたときは、その損害を賠償してください。
11～13（省略）	11～13（省略）
14.（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について <u>は、</u> 当組合は責任を負いません。	14.（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について <u>は</u> 当組合は責任を負いません。
15～16（省略）	15～16（省略）
17.（規定の変更等） (1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) 前項によるこの規定の変更は、 <u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	17.（規定の変更等） (1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 <u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、 <u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。
以上 (令和2年4月1日現在)	以上 (平成28年4月1日現在)